

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないようご注意願います。

記

- 1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。

立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「〇km 先、作業中につき立入禁止」等の標識、横断幕等で表示しています。

- 2 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。
- 3 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続きをして下さい。
- 4 一般の方が入林している場合がありますので十分ご注意願います。
- 5 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力下さい。また、火気に注意し、山火事予防にご協力下さい。
- 6 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意して下さい。

なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、森林管理署では責任を負いませんので十分御留意願います。

- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

東京神奈川森林管理署長